

【育成会用】

平成 29 年度 認定資格研修についてのご案内

1 研修概要

(1) 研修科目

平成 29 年度放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱のとおり

(2) 受講者数

今年度は、各支援の単位あたり『1人』の割り当てとなります。

(3) 受講日程及び研修会場

- ・名古屋会場A 東海労働金庫（名古屋市中区新栄一丁目 7-12）
 - ・名古屋会場B 日本福祉大学（名古屋市中区千代田五丁目 22-35）
 - ・名古屋会場C 日本福祉大学（名古屋市中区千代田五丁目 22-35）
 - ・名古屋会場D 日本福祉大学（名古屋市中区千代田五丁目 22-35）
- ※名古屋B・C・D会場については、名古屋キャンパス北館8階が会場です。

《下記4会場のいずれかの区分での受講となります。》

| 区分名 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 |
|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 名古屋会場A | 9月1日(金) | 9月4日(月) | 9月8日(金) | 9月12日(火) |
| | 東海労働金庫 | | | |
| 名古屋会場B | 11月7日(火) | 11月15日(水) | 11月22日(水) | 11月27日(月) |
| | 日本福祉大学名古屋キャンパス北館8階 | | | |
| 名古屋会場C | 1月22日(月) | 1月30日(火) | 2月9日(金) | 2月19日(月) |
| | 日本福祉大学名古屋キャンパス北館8階 | | | |
| 名古屋会場D | 1月23日(火) | 2月1日(木) | 2月13日(火) | 2月20日(火) |
| | 日本福祉大学名古屋キャンパス北館8階 | | | |

※各研修予定日の開始時間及び終了時間は、各会場ごとに若干異なりますが、9時10分～17時00分までとなります（各日程における時間割等詳細は、受講決定時に別途通知）。

2 科目の一部免除

保育士、社会福祉士、教諭の各資格を有する方は、平成 29 年度放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱 3-(5)にあるとおり、各資格に応じて研修科目の一部免除ができることとされています（受講申込書へ必要事項を記入のうえ、原本証明された該当資格証写しの提出が必要となります）。

3 依頼事項

- (1) 各育成会において受講申込者を選定のうえ、必要書類を各区民生子ども課へ提出してください。
- (2) 受講申込書には、(別紙) 受講資格確認書類にあるとおり、受講要件ごとに必要な添付書類が定められていますので、ご注意ください。

※添付して頂く各資格証明書の写しは、各育成会運営委員長により原本証明をしていただきますようお願いいたします。(別紙参照)

※基準省令第 10 条第 3 項第 3 号 (高等学校卒業者等であって、二年以上児童福祉事業に従事した者) 及び第 9 号 (高等学校卒業者等であって、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 **★注**) についての資格を証明する書類は、専用の様式がありますので、各育成会の運営委員長名で書類を作成願います。

★注 (平成 26 年 5 月 30 日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長名通知)

第 10 条第 3 項第 9 号の「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、局長通知 3 の (3) のとおり、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としている。この者は、最終的には市区町村長の判断となるが、例えば、**放課後子供教室**に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業 (いわゆる「プレイパーク」や「**民間学童**」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など) において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。

なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。

また、ここでの「**継続的**」とは、**2 年以上従事し、かつ、総勤務時間が 2000 時間程度あることが一定の目安と考えられること。**



当該通知から、留守家庭児童育成会における勤務経験についても、**2 年以上従事し、かつ、総勤務時間が 2,000 時間以上**となる必要があります。

なお、留守家庭児童育成会における勤務経験については、**基準省令第 10 条第 3 項第 3 号**に該当するものとして取り扱ってください。

(3) 受講申込書の提出期限

平成 29 年 7 月 13 日 (木) までに各区民生子ども課へ提出してください。[必着]

それぞれの受講要件ごとの必要書類の添付漏れ (原本証明の漏れ) がないようご注意ください。

4 その他

- ・各クラブ 1 人ずつ、必ず受講いただきますようお願いいたします。
- ・当該研修会場は、名古屋会場以外にも予定されておりますが、名古屋市内のクラブについては、**前述の名古屋 4 会場**にて席が確保されておりますので、名古屋 4 会場のいずれかにて受講をお願いいたします。
- ・各資格証明証の写しは、各育成会の運営委員長による**原本証明**が必要です。原本を確

認のうえ、写しの余白に「原本と相違ないことを証します」と記入。併せて記入の年月日、施設名、運営委員長〇〇〇〇と氏名を記入して押印してください。

- ・ 氏名変更により、各資格証明証の氏名が旧姓等になっている場合、各育成会での各資格証明証の原本証明及び本人確認のための**戸籍抄本**の提出をもって、本人であることの確認とします（昨年度も、同じ取り扱いとなっております）。
- ・ 昨年度において、本研修を一部科目修了されている場合は、**放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証の写し**も必要です。
- ・ 研修当日は、各会場にて受講者の本人確認が行われますので、次のいずれかの持参が必要です。「住民票の写し・健康保険証・運転免許証・パスポート等の公的機関が発行する証明書」
- ・ 研修受講料は無料ですが、研修受講に関する研修会場への交通費・教材費（中央法規出版『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材』）1,080円は**各自にて負担**してください（費用の補助はありません）。
- ・ 教材については、**事前購入が必要**となりますので、各自において教材事前購入用チラシによるFAX注文または、最寄りの書店等で購入していただく必要がありますので、ご注意ください。

なお、認定資格研修受講にかかる経過措置は平成32年3月31日まで適用されます。